

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○ 亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域
関係鉱区禁止地域指定
(公害等調整委一)

告示

○ 公害等調整委員会告示第一号

亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月九日

公害等調整委員会委員長 大内 捷司

一 指定番号 指定第二四三号

二 指定請求公示の年月日 平成二〇年五月二日（公害等調整委員会公示第一号）

三 請求者名 三重県知事

四 地域の所在地 三重県亀山市安坂山町、同市小川町、同市小野町、同市白木町、同市両尾町、同市加太板屋、同市加太市場、同市加太梶ヶ坂、同市加太北在家、同市加太神武、同市加太中在家、同市加太向井、同市関ヶ丘、同市関町泉ヶ丘、同市関町市瀬、同市関町越川、同市関町小野、同市関町金場、同市関町久我、同市関町沓掛、同市関町木崎、同市関町坂下、同市関町白木一色、同市関町新所、同市関町萩原、同市関町福德、同市関町富士ハイツ、同市関町古既及び同市関町鷺山地内

五 鉱物の名称 鉱業法（昭和二五年法律第二八九号）第三条に規定する鉱物全部

六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次表に記載する各境界点第一号から第一二号までを番号順に結ぶ線及び同表に記載する境界点第一二号と第一号とを結ぶ線

境界点の番号	位置		境界点の接続方法	備考
	X座標(メートル)	Y座標(メートル)		
1	一一〇、四四〇	四〇、五九八	直線	表示の座標は、測量法（昭和二四年法律第二八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	一一三、四〇七	三七、五六〇		
3	一一五、五七〇	三五、七〇七		
4	一一五、五七〇	三五、六九四	鈴鹿国定公園の境界線	
5	一二七、二八九	三七、一七二	直線	
6	一二八、一〇二	三七、二七六		
7	一二八、四二九	三六、六三七		
8	一二八、五二九	三六、一七〇		
9	一二九、二二二	三六、〇七四		
10	一三三、三四二	二八、五五四	三重県亀山市と同県津市の境界線	
11	一三五、三三〇	二五、九三六	三重県亀山市と同県伊賀市の境界線	
12	一二六、二四六	三六、一〇〇	三重県亀山市と滋賀県甲賀市の境界線	
1			三重県亀山市と同県鈴鹿市の境界線	

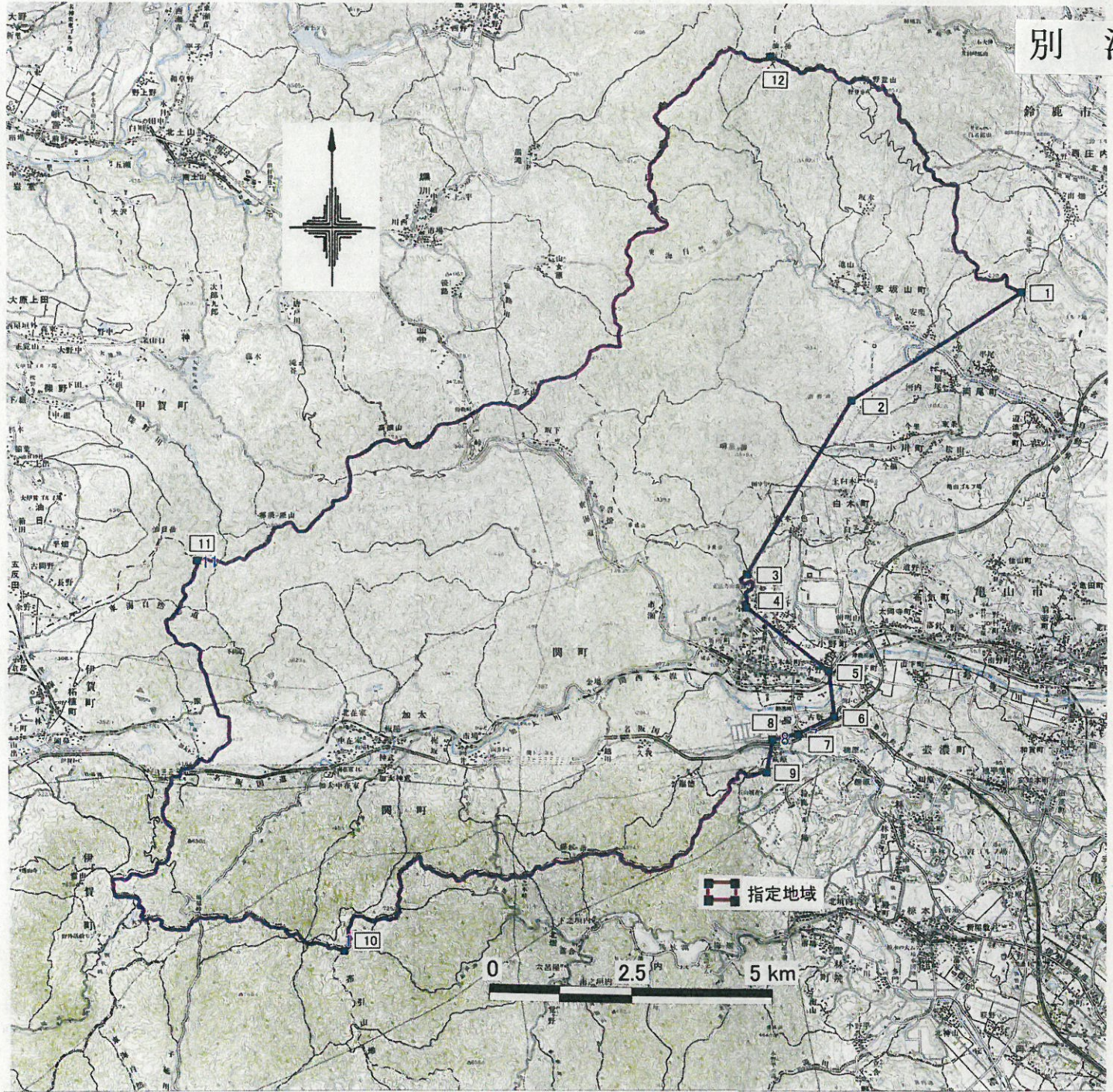
七 地域図 次の図の境界線に囲まれた地域

別添のとおり

八 地域の面積 一、五六〇・四二ヘクタール

九 指定の理由

- 1 請求地域は、三重県亀山市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林地域並びに亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を含むその周辺地域である。
- 2 請求地域は、鈴鹿川水系及び中ノ川水系の最上流地域で、そのほぼ全域が亀山市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域及び砂防法（明治三〇年法律第二九号）に基づく砂防指定地に指定されているほか、多くが森林法（昭和二六年法律第二四九号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されており、水源のかん養、土砂流出災害の防止等を図る上で重要な地域である。また、亀山市の水道水源は、請求地域をかん養源とし、扇状地堆積物の地層を流動する地下水等に依存しているが、当該地層は、地表面に極薄く分布するのみであることから、良質で安定した水源の確保に腐心している状況にある。
- 3 請求地域の地形は、鈴鹿山脈東側斜面に位置し、三方を標高七〇〇メートル〜一〇〇〇メートル級の山々に取り囲まれた急峻な山間部にあり、地域内には鈴鹿川などの河川が流下しており、その付近では山間盆地が発達している。また、本地域の東縁には、「一志断層」が存在し、主に新生代第四紀以降に西側が隆起し、鈴鹿山脈が形成されたと考えられている。
地質は、基盤地質のほとんどが中生代末から新生代初頭に形成された花崗岩類よりなる。花崗岩類は粒度の異なるもの（細粒から粗粒）、成分の異なるもの（花崗岩、花崗閃緑岩）など形成場所や時期の異なる複数の岩体より構成される。特に、鈴鹿山脈の東斜面は、著しく風化の進んだ鈴鹿花崗岩により構成されているため、斜面崩壊が起こりやすい。
- 4 請求地域には、現在の経済情勢では開発の可能性は低いが、亜炭、石灰岩、長石、けい石の鉱床が賦存している。
これらの鉱物のうち亜炭を対象に請求地域において過去に掘採された実績があり、周辺には稼行中の石灰石鉱山、けい石鉱山等がある。現在、請求地域において稼行している鉱山はないが、石灰石、けい石・長石を対象とする鉱業権がそれぞれ一件、計二件設定されているほか、石灰石・ドロマイトを目的とする鉱業出願が三件、マンガン鉱・けい石を目的とする鉱業出願が一件、計四件の鉱業出願がなされている。
- 5 指定地域において鉱物の掘採が行われるならば、水源の確保に支障を生じるおそれがあり、また、土砂流出災害の発生のおそれが増大する。
- 6 以上を総合すると、指定地域において鉱物を掘採することは、鉱種のいかんにかかわらず、この地域の公益性と対比して適当でないと認められるので、この地域を鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域に指定する。



○ 鉱業等に係る土地利用の調整 手続等に関する法律

(昭和二十五年十二月二十日)
法律第二百九十二号

(指定の請求)

- 第二十二條 各大臣(内閣法(昭和二十二年法律第五号)第三條第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ。)又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求することができる。
- 2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(指定)

- 第二十三條 委員会は、前条第二項の規定による公示をした後、遅滞なく、経済産業大臣の意見を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に因して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人を審問した上、当該地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないとき、当該地域を鉱区禁止地域として指定する。
- 2 前項の規定により意見を求められた者は、書面で意見を述べることができる。
- 3 第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 委員会は、第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否したときは、これを指定の請求をした各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ、公示しなければならない。
- 5 第一項の規定による指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

○ 鉱業法

(昭和二十五年十二月二十日)
法律第二百八十九号

(鉱区に関する制限)

- 第十五條 公害等調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないとき、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(以下「鉱区禁止地域」という。)は、その鉱物については、鉱区とすることができない。
- 2 公害等調整委員会は、前項の規定による禁止をした場合において、その鉱区禁止地域内における同項の規定により指定された鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになっていると認めるときは、経済産業局長に対し、その鉱区禁止地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権について第五十三條の規定による処分をすべきことを勧告することができる。

- 第五十三條 経済産業局長は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったとき、当該のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。